

# 厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月11日(金)  
13時32分開会 14時20分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：口田邦男 副委員長：山下清美  
委員：深沼達生、川上 均、中河つる子、高橋政悦  
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦
- 5 議 件
  - (1) 請願の審査について
    - ・請願第22号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願
  - (2) 所管事務調査の申し出について
  - (3) 議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて
  - (4) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

厚生文教常任委員会 【開会 13 : 32 閉会 14 : 20】 令和 4 年 3 月 1 日

---

委員長（口田邦男）：皆さんお疲れさま。ただ今より厚生文教常任委員会を開催する。議件について 3 件ほどあるので、よろしく願います。早速議件に入る。

（1）請願の審査について

・請願第 22 号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願

委員長：（1）請願の審査についてを協議したい。

請願第 22 号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願であるが、これについて皆さん方に見解を確認し、委員会として採択とするか不採択とするかを判断願いたいので、よろしく願います。

それでは順番に意見を聞かせていただきたい。深沼委員。

深沼委員：ちょっと私、こういった部分で勉強不足のところもあるのだが、ちょっと普通に片方の姓を名乗るちゅうのが普通に今まで思ってきたので、どういった、ここにも多少書いてあるんだけど、どこまでそんな支障があるのかちょっと分からない部分もあるんで、ちょっと答えるのに、いいのか悪いのかちょっと判断しかねる部分だ。

委員長：中河委員。

中河委員：私は、選択的ですので、同じ姓にたくないという人はしなくても良いというような方法ということで、これには良いと思っている。女の人は名前が変わるというのは、私も経験したけれども、なかなか大変なことなので、仕事をしていると。そういう事ではその名前を通せるというのは、働く上では選択的にできることは良いことだと思う。

委員長：高橋委員。

高橋委員：この請願趣旨の中を読んでいくと、結果的に司法の判断は平成 27 年と令和 3 年、昨年であるか。違憲ではないという決定がなされ、その前段に法務省からのその検討しなさいって言って、法制審議会に渡された後、変えるべきだろうねという答申があったにもかかわらず、法務省が国会に提出しなかった。2 回チャンスがあってしなかったということは、これは国会に出すまでもなくというか、出す時期でもなく、ちょっと難しいかなって。その国民の意思として当然のようにそうしたい、夫婦別姓にしたいという人と、それちょっと待ってという人のバランスが明らかに民主的に考えて国会に出すことはできないという判断をしたところを踏まえて、それと同じような形で考えるに、清水町議会が国会に向けて検討するように出せというような意見を出すとしたら、当然のように清水町の民意をしっかりと把握した上で出すべきものであるし。もしこの

まま全国的にこうなんだよみたいな形で出すというのは、清水町議会としてはちょっと変かかって思うので。これを否定するものじゃないんだけど、ただ出すに当たってはやっぱり清水町の民意というのをちゃんと把握した上で出すべきじゃないかなと思って。

今回に関しては、ちょっと時期もコロナだったりよその国では戦争もあったりしていろいろあるところで、もう少し静観して落ち着いたときにまた検討して、清水で調べたり何だりして出すべきじゃないかなって思う。

委員長：川上委員。

川上委員：この問題に関しては、従来からいろいろ言われた中で、なかなか国が動いてくれないという現実の中で、それぞれの行政機関なりがこのような意見書を出しているということになっている。

根本的な部分は、やはり世界の中で日本だけがこのような制度を持っているということと、女性が活躍する男女平等、ジェンダーの中で非常にこれが足かせになっていると。先ほど、中河委員もおっしゃっていたけれども、働く女性にとっては非常に負担が大きいということと、先ほど説明したけれども、実際に少子化の中で一人っ子が結婚する場合、どちらかの姓に変えないとならないときには、その祖先が途絶えるということで結婚に至らないというケースがこれ結構あるという話を聞いている。

そういった中で、やはりこのような制度を、何も強制するわけではなくて、あくまでも別姓にしたい方はすればいいし、結婚して名前を変えたい方は変えればいいという、そういう中身である。

そして、要するに先ほど説明したけれども、実際に困っている人を救う選択肢を提供するものであるということ。そして、あくまでもしなさいという意見書ではなくて、国ではきちんと議論を進め始めなさいということを請願する意見書になっているので、そういう部分を十分御理解頂きながら審議を進めていただきたいと思う。

委員長：山下委員。

山下委員：今回のこの意見書を出してほしい請願なのだけれども、今回3月2日に出てきて、町民の方々に聞く部分が時間的にちょっとなかったものだから、一部の方にちょっと聞いてみると、「そういった趣旨は理解はできるよね」という話はしていたのだけれども、「実際にこうなるとどうなるのだろうね」という部分までは深まっていないような方が結構いた。

そういった部分で、やっぱり町民の方々がこのことについてどれだけ理解しているのかという部分が、ちょっと把握しきれていない部分があるので、今のとしてはまだ時期尚早かなという感じがした。以上である。

委員長：今、皆さんに言ってもらったけれども、私自身としては、言わんとするところは分かるけれども、内容的にまだ把握できていないし、町民がどのくらい理解できているのかなというところを考えると、ちょっとこの問題は時期尚早

かなという考えを持っている。そこで中河委員に聞くが、今町民との間で、今町民の意見も分からない中で、ただ我々の判断の中でやっていいものかどうか、という点ではどうお考えか。

中河委員：そういう意見をどういうふうに聞くかってどうなのかなって今私も思いながら聞いていたんであるが、町民のその意見を聞くというのはなかなか、どういう機会というか、分からない。

そういう中で、私は知り合いの人との話合いの中ではそういう人は多いというか、変わって、なかなか新しい名前を覚えてもらうのが大変だったという、そういうのは何件も聞いている。

私の場合では、もう本当に 10 年たってもなかなか覚えてもらえないような、旧姓で呼ばれたような、そういう実際の私としては経験をしている。

委員長：分かるけれども議会で意見書を出すんだから、個人的な意見よりも町民を代表した意見でなければならないと思う。話しを聞いた人がこういったからという事ではなく、ある程度町民が理解した中で判断した方が良いのかなと思うので、ある程度町民の意見を聞くのはどういう方法が有るのかというのはこれから考えては。それを無視してはできないと思うが。川上委員。

川上委員：町民の意見を聞くといっても、これは一般の町民の人は困らない問題なので、関心はないと思う、要するに。問題は、困っている人、現実に。これから結婚する人であるよね。特に女性、若い人が非常にこれやっぱり、特に働いて海外に出るだとかいろんなやっぱりキャリアを積んでいる人たちにとっては非常に足かせになっていると。

そういう部分で、そういう人たちを、困っている人をやはり我々は助けるための一つの、これは選択肢を提供するものであるから。やっぱりそういうものを法律で改正していかない限り、我々一般、まして男性は関わりないことだから、はっきり言って。あんまり関心はないと思うけども。やはりこれから結婚する女性にとっては非常に関心の高い問題だと思っている。

なかなかこれ町民に意見聞いたって、多分みんな否定的なことを、「まあ今のままでいいんじゃないの」で済んじゃうと思うんである。そうじゃなくて、やっぱり困っている人を何とか助けるということを理解していただいて、審議していただきたいと思う。

特に、管内町村、半数以上はもう既に議会として意見書を出している。北海道も意見書をもちろん出している。そういう部分では、あんまり恥ずかしくない態度を取ってもらったほうが、僕は議会にとってはいいかなと思うのだけれども。

委員長：ほかに意見ないか。中河委員。

中河委員：私の知り合いの人に、子供さんなのだけど、やはり相手の方が一人っ子ということで、同居はしているらしいのだけど結婚はできないと。相手の姓がなくすることができないということで。そういう人いたのである。だから、大分な歳

になっていたのだけど結婚はできないのだという、そういうふうには、夫婦別姓が今ないので。だから、そういう選択的な夫婦別姓というのがあれば、そういうことも理解できるでしょうしと思う。現実としてそういう問題は私の近くにはあった。

委員長：川上委員。

川上委員：そういう方たちが、実際にじゃあどうしているかといったら、結局事実婚。婚姻届を出さない結婚、事実婚として。ただ、そういった場合に、いろんな今度問題が、戸籍上の問題、子供の戸籍をどうするかだとか、例えば相続もできないだとか、けがしたときの保険も受け取れないだとかいろんな事実婚の場合は問題が出ていると。そういう部分で、それを解消するためにやっぱりこのような法的なきちんとした制度をやっていかないと、結局困るのはそういう当事者たちだということも含み置き願いたいと思う。

委員長：高橋委員。

高橋委員：まあ、川上委員も中河委員も言っていることはよく理解できるんだけど、そもそもこの婚姻関係に関する法律だよ、どちらかは姓を変えなければいけない。そういう法律がある。それは、我々が作った法律でも何でもなく、今まで日本がずっと守ってきた法律であると。

そこで、それだけじゃあちょっと駄目かなって言って、近年通称を使っていよいよということにはなったよね。ただ、これに関して国会に我々議会在云々言ったところで、法制審議会が何もできないことを国会に直接こっちで言うということになっても、国会は出す人がいなければ何の検討もできないし、逆に法制審議会もしくは法務省に対して議会から出すのであれば、それはまた違う問題になってくると思う。早くに出しなさい、国会にと。いうんならまだ理解できるけど、国会に我々がさっさと検討しなさいって言ったって国会自体は、それぞれ議員なり何なりの訴えがなければ、当然のように審議はできないわけであって、ちょっとそのやり方自体がうちは間違っているかなという。その議会が出すというのは。

相手方をどこにする、それも我々議会在法制審議会に出すことはできるのかどうかもちょっと分からない。そして、法制審議会に諮問するのもそれは法務省だろうし。だから、法務省に出すべきなのかって、法務大臣宛てにだけ出せというのか、そこら辺も分からない。

だから、大ざっぱに総理大臣に出したところで、それは総理大臣が出すものじゃなくということになるし。これに関して言えば、その司法のほうも別に悪くない。で、審議会がその国会に提出できなかった理由まで把握すべきだと思うふうにする。

だから、ちょっとそれらの情報が少ない中で、うちで出しましょうという話にはならないでしょうということをこの委員会では言うしかないかなと思うのだけれども。

委員長：深沼委員。

深沼委員：ああ、そうなんだと、実際は僕、男として普通にしか思っていなかったの  
で、その別姓の部分で女の人とその姓が変わる。普通の人はいんまり思わない  
人もいるのだろうけれども、やっぱりそれだけいるということが、これ見ると  
随分いるものだなと。パーセンテージが随分高いのだけれども。ちょっとそう  
だね、まあ賛成、僕の中では理解がもう自分自身そこまでできていない部分の  
中で、いいとか悪いということ、なかなか自分の中ではある。

委員長：山下委員。

山下委員：私は、先ほどと話はそんなに変わらないんだけど、やっぱり趣旨につ  
いてはそれぞれ日本国内の中ではいろんな方がいらっしゃるのかなという気がす  
る。

そういった中で、清水町内の中でどれだけの方がいるかという部分がまだ把握  
されていない部分もある。これ町としての意見となれば、やっぱり清水町内で  
こういう実態だから国に対してどうなんだという話もできるかもしれないけれ  
ども、町内の実態をまだ把握しきれていない状況もあるし、そういった部分で  
は時期として今の時期にどうなのかなという部分は先ほどに付け加えてお話を  
させていただく。以上である。

委員長：大体話はおそろったような気がするけれども、どうするか。川上委員。

川上委員：では、問題は、じゃあ大まか理解された中でなかなか難しいという話なん  
だけれども、じゃあいつ出すようになるのか、この意見書について。本来意見書  
を出さなくてもいいような、国が変わればいいわけだけれども、なかなか国が  
変わってこないと、議論もなかなか滞っているといた中で、やはり地方から  
これは意見を出していかないとなかなかやっぱり議論になっていかないとい  
うこともあることで、これは各自治体からこのような意見書を今全国的に出して  
いるわけである。そういうことも、やはり。であれば、いつ議論して、いつ  
うちの議会として出すのか。そういうことまでやっぱり議論してもらいなが  
ら進めていってほしいなと思う。

委員長：高橋委員。

高橋委員：川上委員の言うこともよく分かるんだけど、じゃあせめて町民の意見  
とか、少なくともこの請願趣旨の中に、過去に、要するに法制審議会で国会  
に出せなかった理由、せめてそのぐらいはこの中に盛り込んでいただきたい。  
それを調べた上で、要するに我々地方の議会が後押ししたことによって変わ  
ることができるような内容なのだったら、そのときに再度審議すべきことかな  
と思う。

今、このまま町民の意思も分からず、各委員が把握していない中で、個人の感  
覚で、「いや、そんな夫婦別姓のほうがいいよね」みたいな、そんなことを安  
易に決定することではないというふうに考える。

委員長：中河委員

中河委員：今高橋委員の言われたような、「夫婦別姓がいいよね」というのはない。自分がそういう中で、別姓にしたい人だけがすればいいのであって、夫婦別姓にしようというのではない、これ言っているのは。

だから、別姓にしたい人が今までできなかったのが別姓も認められるというこの内容だと思う。それで、私は夫婦別姓がいいということでの書き方ではないので、そこを理解してもらったらいいかなのと思うのだが。

委員長：高橋委員。

高橋委員：いや、中河委員の言うのは分かるけれど、夫婦別姓がいいよねとかそういうことが論議になっているわけじゃなくて、とにかく今までの検討経過の中でなぜできなかったかというところの理由がない。はっきり言って、国会で何にもしないからできなかった、こんなの論外だよ。今までその前段として、法務省が法制審議会に対して答申するようになって言って、2回も答申して、その内容を再度出そうとしたら法務省のほうでこれおかしくないかって、その民意じゃないよねということで国会に出せなかった。その理由も分からずに「いやいや」って「出しなさい出しなさい」ということにはならないよね。そんな簡単なことじゃない。

その、要するに夫婦別姓がどうしたとか、そんな選択の自由だというのは百も承知だし、そのことを言っているんじゃない。その手続上の問題であって、その順番決めないとただのわがままでしかないし、もう少しこれ、請願出す側に当たってもしっかりとその理由等々考えてもらわないと。そんなのに安易に乗っかるわけにはいかないということを言いたいだけで、内容的には僕も賛成だよ、その検討してくれというのは。ただ、その検討させるに当たって、こっちとしてもちゃんとネタを持っていかないと、というかネタを書き込まないと納得してもらえないでしょうって。プロたちがやってできなかったことが。そう思わない。順番にやらないと駄目なことというのもあるし、起死回生の状況ががらっと変わったからこうでしょうというのがあったら、それ書き込んでもらわないと。そのネット上に出ている何%なんて書かれたって、それって本当なのという話だし、最終的に判断するところの意見を、その判断した内容を書き込んでもらわないと請願として意見書を出すなんてことにはならないでしょうってということを言いたいだけである。

委員長：川上委員。

川上委員：僕は違うんだけど。別にその法務省が否定したどうのこうのは我々には関係ない話であって、問題は本質的にこれが普遍的なことであるかどうかということだと思う、はっきり言って。

これは、やっぱり何も選択なのだから、先ほど何度も言っているように、そうしたい人だけが選択すればいいだけの話であって、みんなそうすれって言っているわけじゃないのだし、それによって非常に支障がある人が世の中にいっぱいいるということをやはり現実を見つめて、やっぱり変えていくものは変えて

いく。これは、ジェンダーの今の中でいったら当たり前のことであって、法務省がどうのこうのという問題ではなくて、やはり普遍的にこれは正しいのか正しくないのかという視点で持っていないと議論は進まないと思う。

委員長：高橋委員。

高橋委員：いやいや、今の川上さんの意見は意見で分かるのだけれども、この請願にその部分どこ書いてある、ジェンダーがどうしたとかって。書いていないよね。つまり、これだけの文章じゃあ判断できないって。この中の委員として私も山下委員も言っているわけであって、これを別に否定しているわけじゃないし、どうしても今回、川上委員の言うように出すべき意見書なのかどうかというところでしょう。請願の審査って。だから、その中身は別にいいよって。でも、うちが出すに当たってその根拠になるところというのは薄いんじゃないのということ、まだ早いんじゃないかって言っているだけで、別に将来的に出すことになるかもしれないし。ただ、今としてはそのネタが少なすぎるということを行っているだけであって、みんなが納得する話だよ。

これ、本当に出すことになったときに、これ誰が賛成したのってなったときに、いやいやきっとそれ出すことになったときに僕も山下委員も、例えば深沼委員まで、「いやあ、何となくそうなっちゃった」ってそれしか言えない。当然のように川上委員と中河委員は「こういうふうになったんだよ」って胸張って言えるかもしれないけども、それ自体僕らにしてみたら根拠がないし、みんなが求めていることだということ胸張っても言えない。

それは、困っている人は困っているだろうけど、でも日本の法律で決められていることなのだから、それを覆そうとしているのに、ただ単純に検討すれというのはただの声であって、それは個人的にやってもらったほうがいいんじゃないかなという気がする。議会としてじゃなく。

委員長：川上委員。

川上委員：時代の流れと言ったらあんまりあれだけれど、戸籍制度自体がもう古い。はっきり言って日本の。もう戸籍制度自体を無くした方が良いという議論もある中で、それにしがみついて今までこのように、結婚した場合にはいずれか、どちらかの姓に改めなければならないという制度が来ている。だからやはり今の時代にそぐわないような制度が、まだまだ生きているという中で、これジェンダーの問題である。これ今一番被害を受けている、困っているのは女性だから、はっきり言って。男性ではない。これは明らかに女性の権利が侵害されている中身。それを十分理解してやらないと、議論の内容が変わってくるような説明が足りないというけれども、これだけ困っている人が居ると、いろいろな意味で。そういう人たちのことも汲んで。そういう人たちは直近で出来るだけ早くという事を望んでいるから、時機をおいてという事ではなくて、もちろん昨年から管内でも次々この意見書は出されている。今が時機的な問題でこれ以上遅れたら、逆に清水は何をやっているんだと言われかねないような状況に

もなっているところで、議論を進めていただきたいと思う。

委員長：山下委員。

山下委員：これについては、もしこれを採択したとなったら私たちが採択した説明をなくちゃいけないという部分で、そういった説明する根拠にちょっと乏しいようなこの請願になっているんで。

先ほど高橋委員も言われたように、それと私はもしこれを採択した場合に町民の方々に「これをこういう趣旨で採択したんだよ」ということをなかなか伝えづらい、今のお話の中ではなかなか伝わりづらいかなという気がする。そして、困った人たちが清水町内にどれほどいるのかという部分が全然見えない部分もあるし、そういった部分と、あと法的にどういった根拠があるのかという部分もここにはもう全然示されていないので、法的な部分については説明ちょっとできないのかなという部分もある。

そういった上で、いろんな部分で時期が尚早かなと。そしたら、いつになったらという部分は、これは私たちが考えるべき部分じゃないので、それについてはこの委員会に対しての質問としては適当とは思われないと思うが、委員長、整理をお願いします。

委員長：これで大体皆さんのご意見や考え方が述べられた。一応ここで採択か不採択かを決めなければならない。挙手でやるのが一番早いだけでも。それをやってしまうのはどうかなと思う。何か良い解決方法はないか。議長。

議長：参考として聞いてもらえばいいんだけど、今道内ほかの議会のこのことに関する意見書の状況を見ていると、その今回川上委員が出されたように、しっかり選択については議論する場を作ってくれという請願が多いのは確かである。しかしながら、反対する、拙速な議論はしないでくれという議会もあるのは事実である。

そういったことを含めて、よろしく採択へ向けて、本町としてどうするのかという部分もあろうかと思う。全部が全部賛成というわけではないね。

山下委員：多数決というのはあまりふさわしくないと思うんだけど、やっぱり平行線がずっと続くんであればそれもやむを得ないのかなと思う。平行線だということは、やっぱり議会として一致した意見書を出せないという状況にあるという部分に取られると思うんだよね。

そして、また今議長が言われたように、意見書出している自治体は多いかもしれないけれども、その趣旨はちょっと今はどうかという部分の議会もあるという状況を踏まえた中では、そういった一致した意見、意見書というのはやっぱり一致した意見がいいのかなと思う、採択については。

委員長：それでは、これ採決すれば一番早いことなのだけでも、それよりもやっぱりこれ反対がおったり賛成がおって分かれたということになれば、やっぱり採択ということにならないというふうに思うのだけれどどうかね。御意見。いや、本当にこれみんな一致した意見でなかったら採択できないからね。中河委員。

中河委員：そうですね。これはきっと初めてこの議会でこういうものが出されたと思うのだけれども、これが議会だよりに載ったりいろいろなところの町民にこれからいろいろな意見がきっと出されると思う、それによって。それで、その中でいろいろな人の賛成とか反対とかいろいろ出て、それは賛成が多いよとかそれは選挙でもない限りは分からないのだけれど。だけど、時期が尚早ということであれば、今出せないとしてもこの機会、1回町民にというか、議会に出されてこうみんなの目に触れる。清水町議会でもなったという上でみんなに考えてもらう機会をということで議会だよりも載せてもらって、また再度。

委員長：それは、もう再度出すことに対してはもう構わないけど、今回については。

中河委員：再度ね。出すという方法もあるかなと思うね。

委員長：そういうことで、今回はこの件については不採択ということで済ませたいのであるが、いいか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことにしたいと思う。また、改めて出してください。

川上委員：では皆さんに従う。

委員長：一応、委員会としては不採択と。

高橋委員：今の中河委員の意見のとおりで、当然今回議論された、例えば法制審議会に対してのそのなぜ出せなかったのかというのも、紹介議員が川上委員なので、川上委員にその辺のことを調べてもらって、再度そこを網羅した中で、また請願出す側にしてみたら、そこら辺を網羅してもらって先ほど川上委員が言われたジェンダーのことも、困っている人の実態とかも組み込んでもらった上で再度出してもらって。その間にうちのやることと言えば、その広報で町民の人たちに「どう思う」という感じの提言を出しておいて、それをまとめた上で今度出たときにまた再度意見書として出すよということを検討すればいいかなと思う。

委員長：それでは、不採択ということで済ませたいと思う。よろしく願います。

## (2) 所管事務調査の申し出について

委員長：次、2番目、所管事務調査の申し出のところである。

これについて、これはどうか。これ、前回予算の組立てのときにちょっと休んでから内容分からないので、一応うちの委員会は研修するというような格好で予算見てるはずなのだけれども。道外研修。まあ、来年度なんだけれども、それを6月の定例会前にやるのだったらそっちのほうも関連してくるかなというような節があるので、そこら辺どうなってるか。

高橋委員：これ、相手がいることなんで。

委員長：もちろん。

高橋委員：局長、これどう思う。今、例えば6月定例会前にということになる、少なくとも5月の中旬くらいには行かなければならない。で、取りあえずまん延防止はこの地区も3月21日で終わりになるんだけど、その後1か月、2か月、要するに50日後ぐらい、まん延防止からね。それで、受けてくれるものなのか。

それも分からなかったら計画立たないし、かといってその次となると7月か8月になる。この頃になればいいのかなという気もしないでもないけど、今のステルスオミクロンがどんなふうになるのかも分からないし。これってどうすればいいのって事務局的にどう思うか聞いてからにしないと検討できないかなという。

委員長：どうだい、その脈としては、事務局。

事務局長：コロナの件については何とも分からない、私も。実際に、5月を計画するというのであれば、具体的な行程、前には予算の見積りの関係でこんなイメージでって作ってはいるけれども、実際に再度視察をするテーマ、調査のテーマをかちっと決めてそれに合うところを1か所だけじゃなくともう1か所それに合った団体があるかどうかということ固めた上で、相手に大体この時期でどうなんだろうという調整等もしていかなきゃならないと思うので、なかなか年度変わり前の部分からそれをイメージして起こしていくというのは、ちょっと時間的に難しいかなというふうには思う。

で、調査終わった後の議会の報告とかも考えると、あまり議会の前の月の末というふうになるとまたまとめとかも結構タイトになってくるのかなとも思うので、そういった意味からいっても、なかなか6月定例前に報告を作るスケジュール感というのは今の状況難しいかなというふうには思う。

委員長：申出の案があったらひとつ出してください。高橋委員、どうぞ。

高橋委員：これについてはちょっと、とにかく今の局長の話の聞くと、6月定例前に道外に行くというのは厳しいかなということだと思っただけ。であれば、普通に町内でというか、所管事務調査やらないとならないか、まあやらなくてもいいんだろうけども、どちらか近場でということになると思うんだが、今案があればいいんだけど、なければ14日もう1回委員会開いて、そのときにということでもいいかなと思っただけ。

委員長：それでは、14日に再度委員会を開くので、それまでひとつ皆さん考えておいてください。いいね、これで。

(はいという声あり)

委員長：次、移る。

### (3) 議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて

委員長：3番目、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについてであるが、これ2項目、これだな。

まとめ、調査対応してもらおう、国保8期の支払い、納期が休日なので、翌月に回れば月2回納めることになる。よそは改正しているのに、改正を求めてもできないと言われている。これについては、答弁、高橋副議長、答弁されているのだけれども。

高橋委員：これについては、国保税8期、これ最大なのだそうである、聞くところによると。で、たまたま月2回になるというのは、とにかく毎月、払う月の月末と決まっているみたいで、その日が日曜日だったら次の日でもいいよと。8月1日が平日ならその日でもいいよって。7月分なんだけどって。結局、その次の月が末日31日支払いだってなったら、要するに1月に2回払わなきゃならないって。まあこれ支払いの原理として当たり前のことであって、このことについて面白くなくて、毎回そのタイミングになると怒ってくるみたいなのだけど、これほかのところで改正されているというのは真っ赤なうそであって、そんなことにはならず、今清水町の役場がやっている方法、これ最大8回に分けて払うということ。これ最大の譲歩でやって、これ以上変えられないということなので、これはもう検討の余地もなしということ。

で、2つ目のこの防災と火防の話なのだけど、これ今回私の一般質問のネタであって、検討するんであればそのネタを聞いた後にやってもらえばいいかなと思う。

委員長：今、高橋副議長から説明があったとおりであって、今、副議長の言ったとおりでいいんじゃないかと思うんだけどね。これより方法ないと。で、理解するということで止めたいと思う。

次のやつは、副議長の一般質問に関係があるので、これに触らんようにする。一般質問の内容を聞いてからに。もし何かあれば。なかったらこれで済ませようと思う。いいね、これで。

議長：国保税の件については、やっぱり所管の課にしっかりと、納得してもらおうように説明を求めたほうがいいと思うのだけど。委員会としてはほっとけとかという結果にはならないというふうに思うのだが。

高橋委員：ほっとけなんて言ってない。

中河委員：私も何回も話したことあるのだけど、あの人は清水町以外のところで住んでいたこともあって、帯広とか。そこでは8回じゃなくて10回ぐらいとか、それはだから大きなところは職員もいっぱいいるから10回にすることもできるかもしれないけど、清水ではいろんな仕事をやっている中で国保料を早くからとか10回にするということは無理だという私は説明を聞いて。そこがあの人ややっぱりほかの市町村にいたことがあるので、そのときの8回を10回に払うとすると料金は安くて済むので。10万でも1回あたりが安く済む。そういうのがあって、8回でなくてもっと延ばしてとそういうふうに言っているのが1つと。そ

れから、年金もらっているからその同じ月に2回払うのは困ると。それは、どうしても分かってもらえないところなのだけど、何かその町村によってはそういうところもあるみたいで。その月が土曜日、日曜日にかかるのだったら28日が締切りとかってやっているところもあったようですね。

事務局長：報告会の後、この件について担当課に聞いたところ、もう何回も来ていて、報告会で話をされる前にも役場に来て、担当者や課長が一時間半話をしたそうである。今言われたように、年金の引き落としの場合には、年金1回に2回分引き落とされることもあるので、そうならないように普通の納付書払いにするようにして、8月1日納期限と書いてあるけれども、これは土日の関係で書いてあるので、週の前に払うことはできるよと説明したにもかかわらず、8月1日と書いてあるからその時に払ったら8月の末と被ると、ずっと主張されるということで、らちが明かないという話はされていた。期別の部分も、所得の計算をして、町道民税の金額を確定してから国保の金額を計算、賦課するという今のタイミングで行くと、最大限今の期数を分けているところかと思うけれども、それより多くすると、例えば仮で賦課をして、その後確定で賦課のし直しとかをやっているのかもしれない。今の8回が限界だという話は担当課から聞いている。

委員長：意見交換会のまとめについては終わらせていただく。その他何かあるか。事務局。

事務局長：先ほど、所管事務調査の関係で、改めて14日という話でしたけども、14日につきましては議会運営委員会を予定しているので。

委員長：昼休みで。

事務局長：14日の昼休みと。

山下委員：15の昼休みでもいいし。

事務局長：そしたら、総務委員会とかぶらないように、ちょっと日にちを分けさせていただきます。

委員長：そういうことである。あとないか。

(なしという声あり)

委員長：ない。事務局ない。

(はいという声あり)

委員長：それでは、ないようであるので、以上をもって本日の厚生文教常任委員会を閉じる。どうも御苦労さんであった。

【閉会 14：20】